

# 「新しい薬学をめざして」編集規程

## 発行月日について

発行は年8回とし、1月1日号、2月1日号、4月1日号、5月1日号、7月1日号、8月1日号、10月1日号、11月1日号とする。ただし、運営委員会に諮り、認められれば臨時号を発行できる。原稿の締め切りは前月の15日とする。ただし、1月1日号は12月10日とする。

## 編集委員会について

編集委員会は総会后、第一回目あるいは第二回目の運営委員会で選定し、同時に編集責任者を決める。編集委員は編集責任者を補佐する。

## 掲載原稿の決定

原稿を新薬学者集団講演会・新薬学者集団ミニゼミの演者や新薬学者集団の会員および会員外に広く求める。編集責任者は掲載予定原稿一覧を作成し、運営委員会に諮った後、決定する。

## 校閲・校正について

投稿された原稿はそのまま掲載することなく、編集委員が校閲をする。相談の上、追加、削除、訂正を依頼することがあるが、最終的には著者の責任で決める。

当該号の原稿を集約して校正原稿とし、編集委員が校正作業を行う。大きな変更は著者の了承を求めるが、軽微な変更は問い合わせを省略する。

著者には、校閲・校正の進め方について説明し了承を得る。

## 記事の修正・訂正について

編集上の誤りを除いて、公刊後の著者による修正・訂正は原則として認めない。ただし、事実の重大な誤りを発見した場合に限り、別途修正・訂正原稿の投稿を認める。軽微な誤りなど文章表現の手直しは認めない。

## 付則

- ①「編集規程」は運営委員会に諮り、適宜変更することができる。
- ②「編集規程」は2023年5月1日から発効する。